【別紙1】奈良市立右京保育園移管に係る諸条件

法人は、移管後の幼保連携型認定こども園の運営にあたっては、関係法令等を遵守し適正 に運営を図るとともに、奈良市(以下、「本市」という。)ほか関係機関の指示・指導内容 に加え、かつ次の移管条件を遵守しなければならない。

1. 公私連携幼保連携型認定こども園の設置に関すること

- ・ 移管後の運営にあたっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律(平成18年法律第77号(以下、「認定こども園法」という。)) 第34条の規定に基づき、本市と協定を締結したうえで、公私連携法人の指定を受ける こと。
- ・ 認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準及び条例を遵守した教育・保育を行うこと。
- ・ 園名称に「公私連携」である旨及び「右京」の地名を入れること。
 - (例) 「公私連携幼保連携型認定こども園○○法人○○右京こども園」等

2. 移管後の学級数及び定員に関すること

- ・ 移管後の学級数及び利用定員については、本市が示す移管後の想定利用定員を基準と して設定すること。
- 1号認定子どもの募集に関して、利用定員を上回る応募があることにより選考を行うときは、特別な事情がある場合を除き、右京小学校区の子どもを優先的に入園させること。
- ・ 想定利用定員については、面積定員より十分に余裕のある設定をしていますが、施設 の状況や関係者との協議、保護者説明を行った結果からお示ししているものです。その ため、下記想定利用定員を基準として、十分に検討した上で定員設定を行ってください。

【本市が示す移管後の想定利用定員】

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1号				10 人	10 人	10 人	30 人
2•3号	24 人	33 人	33 人	35 人	35 人	35 人	195 人
合計	24 人	33 人	33 人	45 人	45 人	45 人	225 人
学級数				2 学級	2 学級	2 学級	6 学級

3. 園運営・事業内容に関すること

(1) 教育・保育計画について

- ・ 認定こども園における教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「奈良市立こども園カリキュラム」に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。
- ・ 奈良市立右京保育園から継続して在園する園児については、在園途中に運営主体や 職員が変わること、保育園からこども園に変わることなどの影響を考慮し、その影響 が最小限となるよう、奈良市立右京保育園の教育・保育に関する全体的な計画との継 続性に配慮したものとすること。
- ・ 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、 環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考 えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、その活動が豊か に展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよ う努めること。
- ・ 保護者をはじめ、地域の期待に応える魅力ある園運営に努めるとともに、右京保育 園が実践してきた地域との関わりを継承し、地域の理解を得て、更に発展させるよう 努めること。

(2) 特別支援教育について

- ・ 障がい児等特別な支援を要する園児を受け入れ、集団の中で生活することを通して 全体的な発達を促していくことに配慮した教育・保育を実施すること。また、障がい 児等の児童数、障がいの程度に応じて、職員を加配すること。
- ・ 移管前に右京保育園を利用していた障がい児等特別な支援を要する園児については、 移管後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。

(3)職員の配置等について

- ・ 施設長は、認可保育所・幼稚園・認定こども園のいずれかにおいて3年以上施設長 または幹部職員としての経験を有するものを専任で配置すること。
- ・ 常勤職員については、雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすること。
- ・ 専任の看護師を常勤で配置すること。
- ・ 園児の安定・継続した教育・保育の引継ぎ及び運営を行うため、奈良市立右京保育 園に勤務していた臨時職員及びパート職員が移管後も引き続き就労を希望する場合は、 その採用について配慮すること。

(4) 行事について

- ・ 右京保育園で実施していた年間行事については引き続いて実施することを基本として、新たな行事を取り入れる場合等、行事内容については、三者協議会で協議すること。 と。年間行事については、別添の「右京保育園について」を参照すること。
- ・ 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は原則行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではなく、実施にあたっては保護者の理解を得たうえで実施すること。

(5) 子育て相談及び地域の子育て支援について

・ 地域の子育て家庭に対する子育て支援として、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施したうえで、子育て相談や親子の集いの場等を提供すること。右京保育園の子育て支援事業の内容については、別添の「右京保育園について」を参照すること。

(6) 保育時間について

・ 移管後の開園日は、日曜日、祝日を除く月曜日から土曜日までとし、基本開園時間は、11時間(午前7時30分から午後6時30分)とすること。また、基本開園時間の前後30分を延長保育時間として最低限設けること。なお、教育・保育の共通時間は、午前9時から午後2時を基本とすること。

(7) 小学校との連携や地域との関わりについて

・ 右京保育園がこれまで実施してきた小学校との連携や地域との関わりを継続すること。連携等の内容についての詳細は、別添の「右京保育園について」を参照すること。

(8) 苦情処理の仕組みについて

・ 移管後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置 し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

4. 職員の研修に関すること

・ 奈良市立こども園カリキュラムへの理解を深め、それに基づいた教育・保育を引き継 ぐことに加え、更なる教育・保育の質の向上のため、右京保育園職員がこれまで参加し ていたように、本市が主催する研修会に原則参加するとともに、内部職員研修を定期的 に開催すること。

5. 保護者負担に関すること

- ・ 制服や物品などについて、原則として移管前から使用されている服や物品を使用する こととし、二重の負担とならないように配慮すること。
- ・ 保育料については、各市町村が条例等で定める利用者負担額とすること。
- ・ 児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を継続すること。
- ・ 保育料、傷害保険料(独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る実費負担を含む)以外の上乗せ徴収・実費徴収等の費用徴収については、三者協議会にて保護者の理解を得ること。なお、延長保育料・給食費については、現在の市立園の水準を基準に設定すること。(現在の市立こども園の一時預かり料金(幼稚園型):500円/回、給食費:3,740円/月(1号認定・一食あたり220円)、600円/月(2号認定の主食費)

6. 給食に関すること

- ・ 給食については、次に定める事項を遵守するとともに、1号認定子どもに対しても給 食を提供すること。
 - ① 給食の提供は自園調理方式で行い、給食を通じて、児童の健やかな食生活を培い、 食育の推進を実施すること。
 - ② 安全な食材を確保し、栄養士が作成する献立に基づき、主食を含み、麺類、おかず、 おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
- ③ 国のガイドライン等に基づき、健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー対応については奈良市が作成した「奈良市立保育園・こども園食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、安全体制を確立した上で除去食及び代替食を提供すること。
- ④ 食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物(以下この項において「県内産農林水産物」という。)及び県内産農林水産物を原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めること。

7. 移管準備に関すること

(1) 保護者説明会への出席

・ 本市からの要請があれば、本市が開催する保護者説明会に、法人代表等責任をもって 対応できる者を出席させること。

(2) 引継ぎについて (別紙6参照)

- ・ 教育・保育内容の引継ぎについては、1年かけて行うものとし、その実施にあたって は奈良市と連携し行うこと。
- ・ 移管先法人決定後に締結する「奈良市立右京保育園移管前の運営等に関する覚書(案) (別紙5参照)」の内容及び移管先法人決定後に奈良市が策定する引継計画に基づき実施すること。
- ・ 平成32年1月から3月までの3か月は、法人の職員が右京保育園にて、奈良市の職員と保育を合同で行う「共同保育」を実施することとし、法人は職員の派遣について協力すること。
- ・ 平成32年の民間移管後についても2、3か月を目途に、奈良市の職員が移管後の園 に常駐して「共同保育」を実施し、その後も奈良市の職員が必要に応じ移管後の園へ訪 問する「巡回保育」を実施することとし、法人はこのことについて協力すること。
- 引継ぎに必要な人員を法人において確保すること。

(3) 三者協議会について(別紙7参照)

- ・ 保護者会との連携・協力関係を築き、園児への保育環境の変化に配慮しながら、新しいこども園をともに築き上げていくことを目的として、保護者代表、奈良市及び法人で構成する三者協議会を設置し、引継期間中を含め、保護者の声を真摯に受け止め対応すること。
- ・ 三者協議会は、いずれか一者の申し出があれば開催できることとし、教育・保育内容 の継続性等については、三者協議会で確認し合うとともに、問題点の改善を行うなど本 市の指導に従うこと。

(4) 法人が運営する施設等の見学

移管法人に決定後、保護者から法人が運営する施設等見学希望があれば応じること。

(5) 移管に向けて法人が行う手続き等

・ 移管(認定こども園の設置)にあたっては、法人において、公私連携法人としての指 定申請および公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出及び必要な手続きを行い、 所要の許認可等を得ること。なお、これらに関する費用は、法人が負担すること。

8. 教育・保育の質の評価に関すること

- ・ 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第16条に規定する教育・保育の質に関する評価については、第三者評価等の外部評価 の受審に努め、保育内容や教育・保育の質の向上に努めることとする。
- ・ 評価結果やその改善状況については、園のホームページ等に公表すること。

9. 移管後の取組への協力等に関すること

(1) 保護者会について

・ これまで、右京保育園において組織され、活動されてきた右京保育園保護者会を継続して組織すること。

(2) 移管後の取組みについて

移管後には次の取組みを行うこと。

- ① 本市職員による訪問への協力
- ② 三者協議会の開催
- ③ 保護者アンケートの実施への協力(1年目)
- ④ 本市が行う移管後の検証への協力
- ⑤ 定期的な第三者評価等の受審に努めること

【別紙2】奈良市立右京保育園の民間移管に伴う 公私連携幼保連携型認定こども園設置に係る協定骨子(案)

奈良市(以下、「本市」という。)と□□法人○○(以下、「移管先法人」という。)は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「認定こども園法」という)第34条に基づき、設置する公私連携幼保連携型認定こども園(以下、「当該認定こども園」という)について、法に定めるもののほか必要な事項について協定を締結します。

[総則]

- 移管先法人は当該認定こども園の運営にあたっては、関係法令等を遵守し適正に運営を 図るとともに、本市ほか関係機関の指示・指導内容を遵守し、かつ本協定に基づき運営を 行うこと。
 - ・ 園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、経済的状況、障がい等を理由に不 当な取扱いをしないこと。
 - ・ 移管先法人は、奈良市の教育・保育をよく理解し、本市が実施していた教育・保育内 容等を考慮しながら、運営するこども園の子どもの健やかな成長に向け、更に発展させ るよう努めること。
 - ・ 認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準及び条例を遵守した運営及び教育・保育を行うこと。
 - ・ 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、 環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考 えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、その活動が豊か に展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよ う努めること。
 - ・ 保護者をはじめ、地域の期待に応える魅力ある運営に努めるとともに、右京保育園が 実践してきた地域との関わりを継承し、地域の理解を得て、更に発展させるよう努める こと。

[名称及び所在地]

- 本協定に基づき設置する当該認定こども園の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - 名称:○○○

※「公私連携」である旨及び「右京」の地名を用いること。

· 所在地: 奈良市右京五丁目1-1

[教育・保育等に関する基本的事項]

- 教育・保育計画の作成について
 - ・ 認定こども園における教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・ 保育要領」及び「奈良市立こども園カリキュラム」に基づき、教育・保育に関する全体 的な計画を作成し、実施すること。

● 特別支援教育について

・ 特別支援教育のための園内支援体制を整備し、障がい児等特別な支援を要する園児を 受け入れ、個別の指導計画や教育支援計画を作成し、特別支援教育を実施すること。

● 職員の配置について

- ・ 施設長は、認可保育所・幼稚園・認定こども園のいずれかにおいて3年以上施設長ま たは幹部職員としての経験を有するものを専任で配置すること。
- ・ 常勤職員については、雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすること。
- ・ 障がい児等特別な支援を要する園児数、程度に応じて職員を加配すること。
- 専任の看護師を常勤で配置すること。

● 開園時間等について

・ 開園時間は、日曜日、祝日を除く月曜日から土曜日までの午前7時30分から午後6 時30分までとし、延長保育時間は〇時~〇時までとすること。なお、教育・保育の共 通時間は、少なくとも午前9時から午後2時までとすること。

● 給食及び食育について

- ・ 給食については、次に定める事項を遵守するとともに、1号認定子どもに対しても給 食を提供すること。
 - ① 給食の提供は自園調理方式で行い、給食を通じて、児童の健やかな食生活を培い、 食育の推進を実施すること。
 - ② 安全な食材を確保し、栄養士が作成する献立に基づき、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
 - ③ 国のガイドライン等に基づき、健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、 アレルギー対応については奈良市が作成した「奈良市立保育園・こども園食物アレル ギー対応マニュアル」に基づき、安全体制を確立した上で除去食及び代替食を提供す ること。
 - ④ 食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物(以下この項において「県内産農林水産物」という。)及び県内産農林水産物を原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めること。

● 子育て支援事業について

・ 地域の子育で家庭に対する子育で支援として、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育で支援拠点事業を実施したうえで、子育で相談や親子の集いの場等を提供すること。

● 行事について

・ 右京保育園で実施していた年間行事については引き続いて実施することを基本とする。

● 小学校との連携について

・ 右京保育園がこれまで実施してきた右京小学校との連携については、右京小学校の協力を得て、更に発展させるよう積極的に取り組むこと。

● 地域との連携について

・ 右京保育園がこれまで培った地域との関わりについては、地域の理解を得て、更に発展させるよう積極的に取り組むこと。

● 職員の研修について

・ 奈良市立こども園カリキュラムへの理解を深め、それに基づいた教育・保育を引き継ぐことに加え、更なる教育・保育の質の向上のため、右京保育園職員がこれまで参加していたように、本市が主催する研修会に原則参加するとともに、内部職員研修を定期的に開催すること。

● 苦情処理の仕組みについて

・ 移管後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、 苦情解決処理の仕組みを整備すること。

[設備の貸付、譲渡その他協力に関する基本的事項]

- 当該認定こども園に必要な設備の貸付け等については次のとおりとする。
 - ・ 右京保育園の敷地は、独立行政法人都市再生機構の土地であるため、移管後は機構と 賃貸借契約を締結すること。
 - 右京保育園の建物は、建物譲渡契約を交わすことにより、無償譲渡とする。
 - ・ 右京保育園で使用している物品で本市が提示するもののうち、法人が希望するものに ついて無償譲渡とする。
 - ・ 賃借・譲渡を受けた土地・建物等については原則、認定こども園の目的以外に使用しないこと。ただし、その目的以外に使用する場合は、三者協議会において市及び保護者と協議すると共に、土地所有者にも協議すること。

[協定の有効期間]

- 協定の有効期間については次のとおりとする。
 - ・ 当初の協定の有効期間については、6年とする。なお、期間満了後については、移管 先法人が適切な運営が行われていると奈良市が認める場合、協定内容の見直しを協議し たうえで、更新する。

「協定に違反した場合の措置]

- 協定に違反した等の場合の措置については、次のとおりとする。
 - ・ 本市は、当該認定こども園の運営を適切にさせるため必要があると認めるときは、認 定こども園法第34条第7項の規定に基づき、移管先法人に対して必要と認める事項の 報告及び立ち入り検査を行うことができる。
 - ・ 本市は、移管先法人が正当な理由なく本協定に従って教育及び保育等を行っていない と認めるときは、認定こども園法第34条第10項の規定により勧告を行う。
 - ・ 前項の規定により勧告を受けた移管先法人が、当該勧告に従わないときは、認定こど も園法第34条第11項の規定により指定を取り消す。
 - ・ 移管先法人は、前項の規定による指定の取り消しの処分を受けたときは、当該処分に 係る公私連携幼保連携型認定こども園について、認定こども園法第17条第1項の規定 による廃止の認可を申請しなければならない。
 - ・ 移管先法人は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、当該申請の日前一 月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続 き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教 育及び保育等が継続的に提供されるよう、市及び他の幼保連携型認定こども園その他関 係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

「 その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項]

- 保護者負担について
 - 保育料については、各市町村が条例等で定める利用者負担額とすること。
 - ・ 児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行 政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を継続すること。
 - ・ 保育料、傷害保険料(独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制 度に係る実費負担を含む)以外の上乗せ徴収・実費徴収等の費用徴収については、三者 協議会にて協議のうえ定めること。

● 1号認定の定員の取扱いについて

・ 1号認定子どもの募集に関して、利用定員を上回る応募があることにより選考を行う ときは、特別な事情がある場合を除き、右京小学校区の子どもを優先的に入園させるこ と。

● 損害賠償

- ・ 移管先法人は本協定書の項目を履行しないために本市に損害を与えたとき又は本市に より本協定を解除された場合において、その損害を賠償しなければならない。
- 移管先法人は第三者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責めを負う。

● 裁判管轄

・ 本協定書に関する訴えの管轄裁判所は、本市の事務所の所在地を管轄する奈良地方裁判所とする。

● 変更及び解除

・ 本市又は移管先法人が本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、本市と移管先 法人が協議して、必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

● 疑義等の決定

・ この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、本市と移管先法人が 協議して定めるものとする。

【別紙3】指定候補法人の選定方法及び選定基準について

指定法人の選定は、市が設置する「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」の審査に基づき行います。

第一次審査及び第二次審査の結果、第1位の候補者に選定された事業者が、資料1「募集 要項集」中、「4 応募資格」の要件を満たさなくなったとき、又は「5 応募制限及び失 格事項」に該当すると認められる行為をしたことが判明した場合等は、第2位の候補者に選 定された法人を選定します。また、審査の結果、該当なしとする場合もあります。

選定方法及び選定基準は次のとおりです。状況により審査を追加する場合がありますが、 審査は非公開とします。

1 選定方法について

(1) 第一次審査(書類審査)

以下の項目について、書類審査を行います。

【 ①法人の状況、②全体計画、③園の運営 】

※なお、応募数が多数の場合は、第一次審査における上位者を選出し、上位者のみ現地調査および第二次審査についての日程を通知し、同審査を行う場合があります。

(2) 第二次審査(法人ヒアリング審査)

上記(1)の項目について、移管に向けた熱意や、子どもや保護者の視点に立った支援が期待できるか、また、職員の資質向上についての考えや保護者の意向を踏まえた具体的な提案等について、ヒアリング審査を行います。なお、法人が現に運営している認定こども園等の現地調査も行います。

よって、第二次審査には、必ず法人理事長(担当理事又は本事業の責任者でも可)と 園長予定者及び主幹保育教諭予定者や、会計担当者等の法人の代表者として責任をもって対応できる方の出席をお願いします。

※現地調査の際には、当該施設の概要等についての資料提出を求めます。

(3)総合的な評価

第一次審査及び第二次審査の結果の合計点が6割以上となった法人から指定法人として最も的確な法人を選定します。

2 選定基準について

(1) 第一次審査(書類審査)

	大項目	配点		評価項目	様式
1	法人の状況	30	5	①法人の概要	3-1
				②法人の運営実績	3-2
			5	③運営施設に対する評価等の状況	3-3
			5	④法人の基本理念、基本方針等	3-4
			5	⑤応募動機	3-5
			10	⑥法人の経営状況	3-6
		40	5	①基本理念	4-1
	全体計画		5	②開園日・開園時間と特別保育事業	4-2
				③定員設定とその考え方	4-3
2			10	④職員確保と人材育成の考え方	4-4
2			10	⑤保育教諭等の配置の考え方	4-5
				⑥認定こども園長予定者等の履歴書	4-6
			5	⑦収支予算計画書	4-7
			5	8保育料以外の保護者負担	4-8
			15	①教育・保育計画の概要	5-1
	園の運営	70	10	②支援を要する園児への配慮及びその保	5-2
3				護者への対応	
			5	③食育及び給食提供の考え方	5-3
			5	④安全対策・危機管理体制	5-4
			10	⑤地域との連携等及び子育て支援	5-5
			5	⑥保護者に対する支援	5-6
			20	⑦市立施設からの移管に関する提案	5-7
	合 計	140	_		

(2) 第二次審査(法人ヒアリング審査)

	項目	配点	評価の視点
1	法人の姿勢と財務状況 について	20	・応募の動機、目的に説得力があるか ・新たな施設運営に必要な経営基盤を有してい るか
2	公私連携に対する理解と 意欲について		・市立施設を引継ぎ、連携を続けていくことに 高い使命感を持っているか・民間移管に向け円滑な取り組みが期待できるか
3	教育・保育の質及び実施 体制について	20	・保育目標や保育内容は共感できるものであるとともに市立の教育・保育内容を理解したものか ・人材確保、人材育成に対する明確なビジョンがあるか
4	保護者の意向に対する理 解と支援について	20	・移管に対する保護者の意向を踏まえた提案で あるか ・保護者に対する積極的な支援が約束されてい るか
5	地域等との連携について	20	・地域や小学校との連携を継続するとともに発展させる意欲があるか・地域の未就園児とその家庭に対する子育て支援が約束されているか
	· 合 計		

【備考】

- ・採点は、選考審査委員による個別採点方式です。
- ・指定候補法人の選定にあたっては、第一次審査及び第二次審査の各審査委員の採点結果の 合計点により順位付けします。
- ・その採点結果の合計点が6割以上となった法人のみを対象とします。

【別紙4】法人選定及び法人選定後の主なスケジュール

	内 容	日程
1	法人募集開始	平成30年12月19日(水)
2	募集要項説明会及び現地見学・保育見	平成31年1月9日(水)
	学会【事前申込制】	十成31年1月9日(永)
3	応募書類記入方法に係る相談会【事前	法人募集開始から応募書類受付終了までの期
	申込制】	間で随時受付
4	応募書類受付【予約制】	平成31年1月21日(月)~1月31日(木)
	第1次審查期間	
⑤	現地調査	平成31年2月~3月
	第2次審査期間	
6	移管先法人の決定・公表	平成31年3月
7	保護者説明会(市・法人共同)	平成31年4月
8	三者協議会の設置	平成31年5月
9	引継計画の作成	平成31年3月~平成31年5月
10	引継ぎ開始	平成31年4月~
(1)	共同保育開始	平成32年1月~
12	協定の締結	平成32年3月
13	運営開始	平成32年4月

【別紙5】奈良市立右京保育園移管前の運営等に関する覚書(案)

奈良市(以下、「本市」という。)と、□□法人○○(以下、「移管先法人」という。)は、平成32年4月1日をもって行う奈良市立右京保育園(「以下、「当該保育園」という。)の移管について、円滑な移管を図るため、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、本市が移管先法人に移管する当該保育園の移管準備に関する事項を定めることを目的とする。

(移管に対する協調)

第2条 本市と移管先法人は、当該保育園の移管にあたっては、園児の安定した保育を第一 に考え、協調しながら誠意をもって対応し、円滑な移管が図られるようにする。

(移管申込内容の遵守)

第3条 移管先法人は、当該保育園の民間移管の申し込みをした際に提出した書類に記載した た提案内容を、移管先法人の理由によって変更することはできない。

(三者協議会)

- 第4条 移管先法人は、本市及び当該保育園保護者との間で、平成32年3月31日までに 移管に伴う諸事項について合意形成を図らなければならない。
- 2 前項の目的を達するため、移管先法人は、本市及び当該保育園保護者代表との間で三者協議会を行わなければならない。

(引継ぎ)

第5条 当該保育園の移管に伴い、法人への円滑な引継ぎを図るため、本市の責任の下に、 当該保育園の職員及び移管先法人が派遣する職員が、教育・保育の内容等に関する事項を 引き継ぐための引継ぎを行う。

(1) 引継期間

引継ぎの期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間とする。 なお、平成32年1月から平成32年3月までの3か月間は、移管先法人が派遣する職員が当該保育園にて、当該保育園の職員と保育を合同で行う「共同保育」を実施する。また、移管後2、3か月についても本市の職員が移管後のこども園にて、「共同保育」を実施し、その後も必要に応じ、本市の職員が移管後のこども園へ訪問する「巡回保育」を実施する。

(2) 安全注意義務

本市と移管先法人は当該保育園の移管に伴う引継ぎについて、在園児の安全に十分注意をし、事故のないように配慮しなければならない。

(3) 内容

引継ぎは、本市が定める引継計画に基づき、園長予定者、主幹保育教諭及び勤務 予定保育教諭等を当該保育園に派遣し実施することとする。

(4) 報告

移管先法人は、毎月の状況について、1か月を経過するごとに、引継記録書を速 やかに本市に提出しなければならない。

(5) 経費

引継ぎにかかる経費として、本市が別途定める額を、本市から移管先法人に支出するものとする。

(6) 個人情報等の取扱い

移管先法人決定後、移管までに引継ぎ等で入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切な管理を行わなければならない。

(7)職員

当該保育園園児の安定・継続した保育の引継ぎを行い、運営を行うため、当該保育園の非正規職員については、本人の希望により民間移管後も移管先法人の職員として引き続き雇用すること。

(移管時における遵守事項等の確認)

第6条 「奈良市立右京保育園移管に係る諸条件」及び第4条第2項に規定する三者協議会で決定した事項を移管後も確実に実施するため、本覚書に基づく引継ぎが完了したことを受けて移管先法人に移管するときに、遵守事項等を規定した「奈良市立右京保育園の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園設置に係る協定書」を別途締結する。

(覚書の解除)

- 第7条 本市は、移管先法人が次の各号のいずれかに該当した場合、この覚書を解除することができる。
 - (1) 引継期間において、円滑な移管が困難と判断され、かつ改善の余地がないと見込まれた場合。
 - (2) 移管先法人がこの覚書に違反した場合。
 - (3) 正当な理由なく移管先法人が第4条に規定する合意形成を拒んだ場合。

(損害賠償)

第8条 移管先法人は、本覚書の項目を履行しないために本市に損害を与えたとき又は前 条の規定により本覚書を解除された場合において、その損害を弁償しなければならない。 (信義誠実の原則)

第9条 本市及び移管先法人は、本覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履 行するものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、本市と移管先法 人が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第11条 本覚書に関する訴えの管轄裁判所は、本市の事務所の所在地を管轄する奈良地方

裁判所とする。

本覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、それぞれに本市と移管先法人が記名 押印して各自その1通を保有する。

平成○○年○月○日

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市 奈良市長

○○市○○町○番○号

□□法人 ○○

理事長 〇〇 〇〇

【別紙6】引継ぎの概要について

※引継ぎの実施にあたっては、指定法人選定後に奈良市との間で締結する別紙5「奈良市立 右京保育園移管前の運営等に関する覚書(案)」のほか、本市が別途提示する引継計画に基 づき実施してください。

1 引継従事者について

- ・ 園長予定者及び主任(副園長)予定者のほか、平成32年度に各クラスを担当する保 育教諭予定者とします。
- 移管前の引継ぎに参加した職員は、移管後も継続して当該公私連携幼保連携型認定こ ども園に勤務し、職務に従事してください。仮に、勤務を継続できない事情が生じた場 合は、事前に三者協議会に報告する等、保護者の理解を得てください。
- 引継ぎに必要な人員は、法人において確保してください。

2 引継ぎ実施予定時期について

- 平成31年4月から平成32年3月まで
- ・ 園長予定者及び主任(副園長)予定者については、移管の1年前から月4回程度、施 設運営全般や園行事への参加、地域との交流等について引継ぎを行っていただきます。
- ・ 保育教諭予定者については、移管の3か月前からは現在の奈良市立右京保育園で勤務する保育教諭との「共同保育」を開始し、平成32年度に担当する園児が在籍するクラスの保育補助を行いながら、引継ぎを行っていただきます。また、共同保育以前の引継ぎ期間においても、行事への参加やクラス運営の様子の観察を中心として引継ぎを行うようにしてください。
- ・ 平成32年の民間移管後についても2、3か月を目途に、奈良市の職員が移管後の園 に常駐して「共同保育」を実施し、その後も奈良市の職員が必要に応じ移管後の園へ訪 問する「巡回保育」を実施することとし、移管後の保育の様子の観察や引継ぎ等を行っ ていただきます。

3 引継ぎ実施に係る経費について

- ・ 引継ぎの実施に係る経費については、その一部を奈良市が定める範囲で負担する予定です。
- ・ 引継ぎ等の移管準備に関する経費の執行にあたっては、市議会において予算の議決が 必要となります。そのため、仮に予算が承認されなかった場合には、奈良市が経費の負 担内容を変更する場合があります。

【別紙7】三者協議会の設置について

1 設置の目的

市立右京保育園の民間移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映し、園児への保育環境の変化に配慮しながら、新しいこども園をともに築き上げていくことを目的として、移管後の運営に関する諸事項について、在園児保護者代表・指定候補法人・奈良市の三者で協議し、合意形成を図ります。また、移管後も一定期間三者協議会を開催することにより、移管条件の履行状況や保育内容の継続性等、様々な事項について確認を行うこととします。

2 構成

三者協議会は、保護者代表(在園児の保護者を代表する者)、指定候補法人(理事長等の法人役員及び園長予定者)、奈良市で構成します。

※協議事項によっては、小学校関係者や地域代表者の方々に参加し、協議いただく場合も あります。

3 協議事項等

移管後の運営に関する諸事項について協議します。なお、この三者協議会での協議のう え合意した事項については、三者は遵守するものとします。

(主な協議事項)

行事を含む保育内容、食事の提供、市が決定する保育料以外の保護者負担 等

4 設置時期及び設置期間

三者協議会は、右京保育園の指定候補法人の選定後に設置することとします。設置期間は、原則として移管年から6年間としますが、設置期間終了後においても、三者のいずれか一者から要請があれば、三者協議会を開催できることとします。

5 開催場所

原則として右京保育園とします。

6 主催

移管前は奈良市が主催し、移管後は指定候補法人が主催することとします。

【別紙8】土地の使用賃貸借契約に係る内容について(案)

右京保育園敷地については、所有者が独立行政法人都市再生機構であるため、移管後は機構との賃貸借契約を締結していただきます。

1. 物件概要(登記簿謄本による)

所 在	奈良市右京五丁目 1 - 1
地 番	奈良市右京五丁目1-1
地目	宅地
地積	2 5 6 8. 8 2 m²

2. 貸付条件

① 独立行政法人都市再生機構から示された借地の価格は、次のとおりです。 借地料372千円/月(4,464千円/年間)ただし、将来において社会情勢の変化 により変動することもあります。

- ※借地料の他に、契約時の保証金が必要となります。
- ② その他の条件等については、移管先法人と独立行政法人都市再生機構の協議により契約を締結してください。

【別紙9】建物等譲渡に係る主な契約内容について(案)

譲与人奈良市(以下「譲与人」という。)と譲受人□□法人○○(以下「譲受人」という。) とは、次の条項により建物等の譲与契約を締結する。

(譲与物件)

第1条 譲与人は、次の表に記載の建物(工作物及び備品を含む。以下「譲与建物」という。) を譲受人に譲与するものとする。

所 在 地	奈良市右京五丁目1-1
建物構造	鉄筋コンクリート2階建 他
建築面積	997.14㎡ (園舎)
延床面積	1, 770.60㎡ (園舎)
工作物	○○他
備品	○○他

(譲渡日)

第2条 譲与建物の譲渡日は、平成32年4月1日とする。

(所有権の移転)

第3条 譲与建物の所有権は、前条の譲渡日に譲与人から譲受人に移転するものとする。 (用途指定)

第4条 譲受人は、譲与建物を幼保連携型認定こども園としてのみ使用し、他の用途に使用 してはならない。ただし、譲与人が他の用途として使用しても支障がないと認めた場合は この限りではない。

(建物の取り壊し)

第5条 譲受人は、譲与建物を取り壊そうとするときは、あらかじめ譲与人と協議するとと もに、書面をもって譲与人に届け出なければならない。

(かし担保等)

第6条 譲受人は、本契約締結後、譲与建物に隠れた瑕疵のあることを発見しても、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(譲渡等の禁止)

第7条 譲受人は、譲与建物を第三者に譲渡してはならない。

(相隣関係への配慮)

第8条 譲受人は、譲与建物の引き渡し後においては、十分な注意をもって譲与建物を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(解除条件)

- 第9条 譲受人が第4条、第5条若しくは第7条の規定に違反した場合、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第2項に基づく協定に違反したことによる指定の取消処分(同法第34条第11項)を受けた場合には、本契約は、効力を失うものとする。
- 2 譲受人は、第3条の所有権移転後、速やかに前項の規定に基づく解除条件付特約の登記手続を行うものとする。
- 3 前項の登記費用は、譲受人の負担とする。

(疑義の決定等)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、法令の定めるもののほか、譲与人と譲受人が協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第11条 本契約に係る紛争に関する訴訟は、譲与人の所在地を管轄区域とする奈良地方裁 判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、譲与人と譲受人が記名押印の上、各1通を保有する。

平成○○年○月○日

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市 奈良市長

○○市○○町○番○号□□法人 ○○理事長 ○○ ○○